

平成26年度における近畿地区の下請法の運用状況等について

平成27年6月3日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、毎年度、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

平成26年度における書面調査は、近畿中国四国事務所（中国支所及び四国支所を除く。以下「近畿事務所」という。）管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者6,891名（製造委託等^(注1)4,989名、役務委託等^(注2)1,902名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者40,422名（製造委託等31,692名、役務委託等8,730名）を対象に実施した。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の状況

年度	区分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全国	近畿	全国	近畿
平成26年度		38,982	6,891	213,690	40,422
	製造委託等	25,935	4,989	152,504	31,692
	役務委託等	13,047	1,902	61,186	8,730
平成25年度		38,974	6,958	214,044	41,150
	製造委託等	26,217	5,152	148,332	31,504
	役務委託等	12,757	1,806	65,712	9,646
平成24年度		38,781	6,699	214,042	41,539
	製造委託等	23,656	4,396	146,267	31,436
	役務委託等	15,125	2,303	67,775	10,103

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は1,182件（製造委託等949件、役務委託等233件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが1,172件（製造委託等941件、役務委託等231件）、下請事業者等からの申告によるものが10件（製造委託等8件、役務委託等2件）となっている。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件を処理した件数は1,255件（製造委託等994件、役務委託等261件）であり、これら全件について措置を講じており、その内訳は、勧告が1件（製造委託）、指導が1,254件（製造委託等993件、役務委託等261件）である。勧告事件の概要は別紙1、主な指導事件の概要は別紙2のとおりである。

なお、措置件数の1,255件（前年度比12.4%増）は、改正下請法が施行された平成16年度以降最多の数となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処 理 件 数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官 からの 措置請求	計	措 置			不問	計
						勧告 (注)	指導 (注)	小計		
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
	近畿	1,172	10	0	1,182	1	1,254	1,255	0	1,255
製造委託等	全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
	近畿	941	8	0	949	1	993	994	0	994
役務委託等	全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
	近畿	231	2	0	233	0	261	261	0	261
平成25年度	全国	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
	近畿	1,193	6	1	1,200	2	1,115	1,117	0	1,117
製造委託等	全国	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
	近畿	855	4	1	860	2	804	806	0	806
役務委託等	全国	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
	近畿	338	2	0	340	0	311	311	0	311
平成24年度	全国	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882
	近畿	1,222	12	0	1,234	3	1,225	1,228	6	1,234
製造委託等	全国	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
	近畿	981	9	0	990	3	983	986	6	992
役務委託等	全国	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256
	近畿	241	3	0	244	0	242	242	0	242

(注) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務提供委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で2,432件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,985件、役務委託等に係るものが447件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）

は1,033件（類型別件数の延べ合計の42.5%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが833件、役務委託等に係るものは200件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は1,399件（類型別件数の延べ合計の57.5%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が699件（実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の50.0%）、②買ったたきが290件（同20.7%）、③減額が177件（同12.7%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は1,152件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が530件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の46.0%）、②買ったたきが255件（同22.1%）、③減額が150件（同13.0%）等となっている。

(4) 役務委託等に係る実体規定違反は247件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が169件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の68.4%）、②買ったたきが35件（同14.2%）、③減額が27件（同10.9%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件， (%)]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割戻困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成26年度	全国	4,067 (89.4)	484 (10.6)	4,551 (100)	32 (0.7)	2,843 (62.8)	383 (8.5)	15 (0.3)	735 (16.2)	46 (1.0)	60 (1.3)	253 (5.6)	135 (3.0)	27 (0.6)	0 (0.0)	4,529 (100)	9,080
	近畿	916 (88.7)	117 (11.3)	1,033 (100)	12 (0.9)	699 (50.0)	177 (12.7)	2 (0.1)	290 (20.7)	17 (1.2)	18 (1.3)	98 (7.0)	77 (5.5)	9 (0.6)	0 (0.0)	1,399 (100)	2,432
製造委託等	全国	3,020 (89.5)	353 (10.5)	3,373 (100)	29 (0.9)	1,880 (56.5)	317 (9.5)	15 (0.5)	609 (18.3)	35 (1.1)	59 (1.8)	241 (7.2)	123 (3.7)	17 (0.5)	0 (0.0)	3,325 (100)	6,698
	近畿	742 (89.1)	91 (10.9)	833 (100)	10 (0.9)	530 (46.0)	150 (13.0)	2 (0.2)	255 (22.1)	15 (1.3)	18 (1.6)	95 (8.2)	70 (6.1)	7 (0.6)	0 (0.0)	1,152 (100)	1,985
役務委託等	全国	1,047 (88.9)	131 (11.1)	1,178 (100)	3 (0.2)	963 (80.0)	66 (5.5)	0 (0.0)	126 (10.5)	11 (0.9)	1 (0.1)	12 (1.0)	12 (1.0)	10 (0.8)	0 (0.0)	1,204 (100)	2,382
	近畿	174 (87.0)	26 (13.0)	200 (100)	2 (0.8)	169 (68.4)	27 (10.9)	0 (0.0)	35 (14.2)	2 (0.8)	0 (0.0)	3 (1.2)	7 (2.8)	2 (0.8)	0 (0.0)	247 (100)	447
平成25年度	全国	4,186 (81.7)	939 (18.3)	5,125 (100)	42 (1.9)	1,488 (66.1)	228 (10.1)	20 (0.9)	86 (3.8)	60 (2.7)	44 (2.0)	208 (9.2)	29 (1.3)	45 (2.0)	0 (0.0)	2,250 (100)	7,375
	近畿	946 (78.7)	256 (21.3)	1,202 (100)	14 (2.6)	315 (58.2)	49 (9.1)	4 (0.7)	35 (6.5)	17 (3.1)	13 (2.4)	69 (12.8)	8 (1.5)	17 (3.1)	0 (0.0)	541 (100)	1,743
製造委託等	全国	2,879 (82.6)	607 (17.4)	3,486 (100)	31 (2.1)	886 (59.1)	182 (12.1)	20 (1.3)	65 (4.3)	32 (2.1)	42 (2.8)	190 (12.7)	26 (1.7)	25 (1.7)	0 (0.0)	1,499 (100)	4,985
	近畿	697 (80.4)	170 (19.6)	867 (100)	11 (2.9)	192 (51.5)	38 (10.2)	4 (1.1)	26 (7.0)	7 (1.9)	12 (3.2)	64 (17.2)	7 (1.9)	12 (3.2)	0 (0.0)	373 (100)	1,240
役務委託等	全国	1,307 (79.7)	332 (20.3)	1,639 (100)	11 (1.5)	602 (80.2)	46 (6.1)	0 (0.0)	21 (2.8)	28 (3.7)	2 (0.3)	18 (2.4)	3 (0.4)	20 (2.7)	0 (0.0)	751 (100)	2,390
	近畿	249 (74.3)	86 (25.7)	335 (100)	3 (1.8)	123 (73.2)	11 (6.5)	0 (0.0)	9 (5.4)	10 (6.0)	1 (0.6)	5 (3.0)	1 (0.6)	5 (3.0)	0 (0.0)	168 (100)	503
平成24年度	全国	3,987 (82.9)	824 (17.1)	4,811 (100)	61 (2.8)	1,250 (56.4)	284 (12.8)	44 (2.0)	98 (4.4)	72 (3.2)	56 (2.5)	246 (11.1)	57 (2.6)	50 (2.3)	0 (0.0)	2,218 (100)	7,029
	近畿	1,051 (80.0)	262 (20.0)	1,313 (100)	20 (2.7)	357 (48.3)	91 (12.3)	9 (1.2)	37 (5.0)	37 (5.0)	23 (3.1)	113 (15.3)	27 (3.7)	25 (3.4)	0 (0.0)	739 (100)	2,052
製造委託等	全国	3,069 (83.7)	596 (16.3)	3,665 (100)	49 (3.0)	804 (48.9)	234 (14.2)	40 (2.4)	86 (5.2)	51 (3.1)	55 (3.3)	233 (14.2)	54 (3.3)	38 (2.3)	0 (0.0)	1,644 (100)	5,309
	近畿	865 (81.2)	200 (18.8)	1,065 (100)	17 (2.9)	250 (42.3)	73 (12.4)	9 (1.5)	33 (5.6)	29 (4.9)	23 (3.9)	111 (18.8)	26 (4.4)	20 (3.4)	0 (0.0)	591 (100)	1,656
役務委託等	全国	918 (80.1)	228 (19.9)	1,146 (100)	12 (2.1)	446 (77.7)	50 (8.7)	4 (0.7)	12 (2.1)	21 (3.7)	1 (0.2)	13 (2.3)	3 (0.5)	12 (2.1)	0 (0.0)	574 (100)	1,720
	近畿	186 (75.0)	62 (25.0)	248 (100)	3 (2.0)	107 (72.3)	18 (12.2)	0 (0.0)	4 (2.7)	8 (5.4)	0 (0.0)	2 (1.4)	1 (0.7)	5 (3.4)	0 (0.0)	148 (100)	396

(注1) 1件の事件において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反又は各実体規定違反の各小計の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成26年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者6名から、下請事業者360名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額2億5404万円相当の原状回復が行われた。

(注) 下表中の金額は1万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者221名に対し、8595万円の減額分を返還した(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
	平成26年度	全国	108名	2,253名
近畿		4名	221名	8595万円
平成25年度	全国	127名	3,777名	5億4558万円
	近畿	5名	127名	5746万円
平成24年度	全国	120名	6,540名	39億5548万円
	近畿	4名	213名	7645万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者123名に対し、総額83万円の遅延利息を支払った(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	区 分	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払総額
	平成26年度	全国	91名	1,783名
近畿		1名	123名	83万円
平成25年度	全国	110名	1,765名	1億1107万円
	近畿	—	—	—
平成24年度	全国	98名	2,887名	14億7296万円
	近畿	—	—	—

ウ 受領拒否事件においては、親事業者は、下請事業者16名から1億6725万円相当の商品を受領した(第6表参照)。

第6表 受領拒否事件における商品の受領状況

年 度	項 目	受領した 親事業者数	受領を受けた 下請事業者数	受領した 商品の年度総額
	平成 26 年度	全国	1 名	16 名
近畿		1 名	16 名	1 億 6725 万円
平成 25 年度	全国	—	—	—
	近畿	—	—	—
平成 24 年度	全国	1 名	88 名	8608 万円
	近畿	1 名	88 名	8608 万円

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、近畿事務所における平成 26 年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、同月間において「下請取引適正化推進講習会」を実施している。

平成 26 年度は、近畿経済産業局と共同して、当該講習会を 7 府県 10 会場（うち近畿事務所主催分は 4 府県 5 会場）で実施した。

(2) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の受講者から初心者向けの講習を受けたいとの要望を受けたこと等を踏まえ、下請法の基礎的な内容の説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成 26 年度は、「下請法基礎講習会」を 7 府県 7 会場で実施した。

(3) 事業者団体が開催する研修会等への講師派遣

下請法の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に 13 回講師を派遣するとともに、下請法に関する資料の提供を行った。

(4) 優越的地位の濫用規制等に関する説明会

中小の事業者団体等に対し、優越的地位の濫用規制等について説明し、周知を図った。

2 下請法等に係る相談等

(1) 下請法等に係る相談

近畿事務所では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けているところ、平成 26 年度において 1,248 件の相談（下請法に係る相談 1,177 件、優越的地位の濫用規制に係る相談 71 件）に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会の実施

下請事業者等の中小事業者からの求めに応じ、当該中小事業者が所在する地域に近畿事務所の職員が出向き、下請法について分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を、平成26年度においては、3府県7か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱しているところ（平成27年3月末時点における近畿事務所管内の下請取引等改善協力委員は25名）、同協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

平成26年度における勧告事件（1件）

① (株)エスケイジャパンに対する件（平成27年3月31日）	
親事業者	(株)エスケイジャパン（大阪市）
事業内容	玩具，販売促進用品等の卸売業等
下請取引の内容	玩具，販売促進用品等の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「歩引き」として，下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成25年11月～平成27年1月）。
減額金額	下請事業者37名に対し，総額2103万5449円 【勧告前に返還済み】

平成26年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業種 ^(注)	違反行為の概要
生産用機械器具 製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日納品締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、受領した一部の製品の下請代金については、最長20日の支払遅延が生じることとなった。
その他の製造業	眼鏡の製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者と合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。
その他の事業サ ービス業	アクセサリーの製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
不動産賃貸業・ 管理業	ソフトウェアの開発を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

(注)「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	違反行為の概要
広告業	広告物の制作を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、「割引料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
生産用機械器具 製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業種	違反行為の概要
生産用機械器具 製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（160日）手形を交付していた。

近畿地区における下請法違反勧告事件一覧（平成 22 年 4 月 1 日以降）

年度-No.	関係人	分野	勧告年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
					対象下請事業者数(名)	減額金額(円)	対象下請事業者数(名)	金額(円)
22- 1	㈱ユニオン	製造	H22. 9. 27	減額（歩引）	125	32, 330, 891		
22- 2	㈱エスエスケイ	製造	H22. 9. 28	減額（支払歩引き）	24	12, 720, 493		
		修理						
22- 3	ドギーマンハヤシ㈱【措置請求】	製造	H22. 11. 29	減額（販売協力金等）	12	31, 374, 686		
23- 1	センコー㈱【措置請求】	役務	H23. 4. 20	減額（手数料）	273	43, 581, 757		
23- 2	㈱たち吉	製造	H24. 3. 2	受領拒否（注3） 減額（カタログ製作協賛金、仕入歩引等）	34	76, 701, 096	26	38, 466, 752
24- 1	㈱ブルーベル	製造	H24. 4. 27	減額（歩引き）	49	54, 473, 654		
24- 2	㈱ニッセン	製造	H24. 9. 21	減額（事務手数料） 返品（注3）上段 不当な経済上の利益の提供要請（返品送料） （注3）下段	133	14, 108, 202	102	28, 410, 799
							75	405, 600
24- 3	㈱フェリシモ	製造	H25. 3. 29	受領拒否（注3）			88	86, 082, 291
25- 1	アズワン㈱【措置請求】	製造	H25. 8. 9	減額（カタログ協賛値引、仕入値引）	68	27, 387, 532		
25- 2	㈱ショーエイコーポレーション	製造	H26. 2. 27	減額（値引）	24	21, 807, 038		
		情報						
26- 1	㈱エスケイジャパン	製造	H27. 3. 31	減額（歩引き）	37	21, 035, 449		

- (注1) 「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。
(注2) 違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。
(注3) 「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載した。

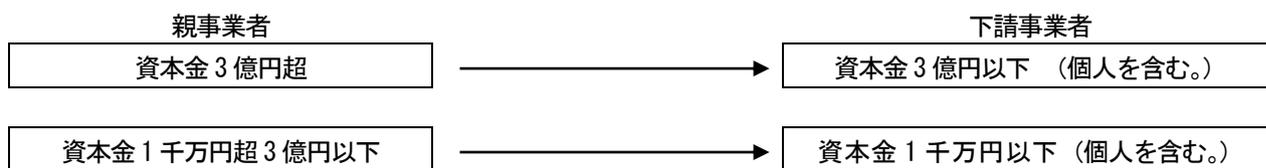
下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

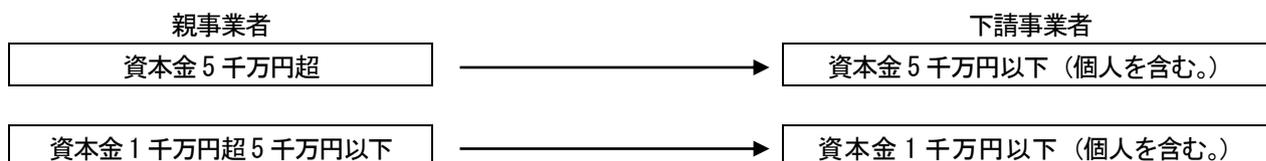
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条）及び禁止事項（第4条第1項, 第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）